（記載第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成29年6月30日

芝　山　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				菱田地区	無	H29 ～ H33	菱田地域資源保全向上活動協議会
○				白桝地区	無	H26 ～ H30	白桝地域資源保全向上活動協議会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	